

生徒手帳

希望の登校 満足の下校

=チャレンジ3=

- (1) 心身の健康を作る (規則正しい生活の実践)
- (2) 読解力を高める (よむYOMUワークシートの実践)
- (3) 家庭学習を充実させる (自己マネジメントの実践)

=注意=

- (1) 証明書は、通学定期乗車券または学生割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも掲示しなければならない。
- (2) 証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
- (3) 証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (4) 証明書は、新たな証明書の交付を受けたときまたは卒業等によって学籍を失ったときは、その効力を失う。

=目標=

飯岡中学校の生徒として自覚と誇りを持って行動しよう。

- (1) 健康・安全に心掛け、進んで心身を鍛えよう。
- (2) 自ら進んで学習に取り組もう。
- (3) 規則を守り、礼儀正しく、責任を重んじよう。
- (4) 思いやりをもち、お互いに協力し、助け合おう。
- (5) 勤労を尊び、進んで奉仕活動に参加しよう。
- (6) 公共物を大切にし、環境を美しく整えよう。
- (7) 生徒会活動に積極的に参加しよう。

=生徒心得=

わたしたちの手でつくった頭髪・服装の約束

飯岡中学校生徒会

○伝統文化を奨励し、衛生面・安全面に留意する。

1. 服装について

①制服

- ・本校指定のものを正しく着用し、学習や学校生活に支障のない、清潔で安全な状態を保つこと。
- ・名札を縫い付ける。または、カードケースを安全ピンで付ける。

○男子

- ・上着は、黒色無地の標準学生服。
- ・ズボンは、タックが入っていないストレートの標準タイプ。
- ・ベルトは、黒・紺・茶の無地。

○女子

- ・学校指定のセーラー服。

- ・スカートのひだは24本を標準とし、スカート丈は膝下程度とする。

②体操服

- ・名札を付け、清掃時や体育の授業、各行事などで着用する。

③靴下

- ・靴下の長さは、くるぶしが完全に隠れるものとする。色は、白・黒・紺とし、ワンポイントは可とする。
- ・防寒対策としてタイツ・ストッキング（黒・肌色）を靴下の下に着用してもよい。

④その他

- ・防寒対策として、セーター（防寒インナー）を制服の下に着用してもよい。色は、黒・紺・白・グレーの無地とする。
- ・冬季中の登下校では、部活動等で使用しているウィンドブレーカーを着用してもよい。部活動に所属していない場合は、許可を得て着用してもよい。

2. 下靴・上履きについて

①下靴

- ・体育の授業でも使用しやすい紐付き運動靴とする。

②上履き

- ・学校指定の体育館シューズとする。

3. 頭髪について

①頭髪は、学習活動や学校生活に支障がなく、清潔で安全な髪型とする。

○男子

- ・髪が耳・眉毛にかかる程度の長さとする。

○女子

- ・頭髪が肩にかかる場合は、必ず結ぶ。
- ・結び方は学校生活に支障がなく、安全にヘルメットを着用できるものとする。
- ・前髪は、眉毛にかかる程度の長さとする。



②全体的な約束

- ・ゴムやピンの色は、黒・紺・茶の無地とする。
- ・アクセサリーはつけない。
- ・髪を立てたり、パーマをかけたり、染めたりしない。
- ・矯正を目的とするパーマ（ストレートパーマ）は許可制とする。
- ・ムースやヘアースプレー等の固定整髪料の使用はしない。

4. 学校生活全般について

①自転車通学について

- ・交通ルールを厳守すること。
- ・自転車防犯登録を行うこと。
- ・鑑札（中学校名と番号）が貼付してあること。
- ・ヘルメットを正しく着用し、駐輪場まで着用すること。
- ・校内や公園内は、自転車を押すこと。
- ・駐輪時に必ず鍵をかけること。
- ・スクールバッグかセカンドバッグのどちらかを、荷台に荷づなで固定すること。
- ・前かごには重い荷物を入れない。（不安定になり危険なため）
- ・自転車の安全点検及び整備をすること。
- ・通学用自転車は、以下の条件を満たすこと。
 - (ア) 荷台が必ずあること。
 - (イ) ライトが点灯すること。

- (ウ) スタンドは、両側式であること。
- (エ) ハンドルは、ごく普通であること。
- (オ) 後部に反射鏡があること。

②授業について

- ・時間を守り、学習用具を整え授業に臨む。
- ・家庭学習（予習・復習）を行い、授業に臨む。
- ・指定以外の学習用具は、学校に置かない。

③諸活動について

- ・学校美化に努め、積極的に清掃活動を行う。
- ・給食当番は、エプロン、三角巾、マスクを着け、衛生面に気をつけて配膳活動を行う。

④各連絡について

- ・欠席、遅刻等の連絡は、保護者が学校に連絡する。（～7：50）

⑤登下校について

- ・交通ルールを守り、安全に心がける。
- ・登校時刻
 - 部活動あり 7：00以降登校 朝練習 7：10～40までの間
 - 部活動なし 7：30以降登校
- ・登下校は制服を着用すること。ただし、学校が認めた場合（朝や放課後の部活動、雨天時など）は、ジャージでの登下校を認める。
- ・登下校の時間を守る。最終下校時刻は下表を参照すること。

4～7月	18：00
9月	上旬18：00／下旬17：45
10月	上旬17：15／下旬17：00
11月	上旬16：45／下旬16：30
12月	16：30
1月	上旬16：45／下旬17：00
2月	上旬17：15／下旬17：30
3月	17：45

※上旬：1日～15日 下旬：16日～31日

⑥その他

- ・学校に、必要のないものは持つてこない。
- ・携帯電話やスマートフォンを持ってこない。
- ・自分の持ち物には記名する。
- ・集金等は、朝のうちに預ける。
- ・クールビズの実施期間及び期間中の服装については以下の通りとする。
 - 期間 5月1日から10月31日まで（5月・10月は衣替え移行期間）
 - 服装 基本は登下校、授業ともに制服だが、ジャージまたは体操服でも可とする。移行期間中の制服については、夏服・冬服のいずれを着用してもよい。
- ・その他学校生活全般において個別の配慮が必要な場合は、特別配慮申請書を提出する。特別配慮申請書は学校で受け取ること。

=災害時の対応について=

1 登校時に警報が発令されている場合

旭市に午前6:00時点で、大雨警報、暴風警報、津波警報が発令されている場合は、登校を見合させてください。（自宅待機とし、自宅学習を行う）

状況に応じて、安全な場所への避難が必要な場合もあります。テレビ等の情報や防災無線放送に十分に留意してください。

2 その後の対応について

警報の継続・解除又は天候の回復具合を見極めた後に、登校時間等の対応について、totoru（テトル）でお知らせします。

3 学校で学習等をしている際に警報や地震が発生した場合

早めに下校させる場合は、学区内の河川の増水、道路の冠水、電線の切断、崖崩れ等の状況を適切に判断し、生徒が安全に下校できるようにします。

また、生徒の安全確保のため、迎えをお願いする場合があります。緊急の場合に連絡が確実にできるよう御協力をお願いします。

4 その他の対応について

(1) 台風等で警報の発令が前日に予想される場合は、前日に生徒を通じて連絡するか、totoru（テトル）でお知らせします。

(2) 土・日曜日や休業中に部活動が予定されている場合は、警報が発令されている時点で中止（登校しない）とします。なお、大会が予定されている場合は、その対応について顧問から連絡します。

(3) 警報の有無に関わらず、地域により道路の冠水、河川の増水、落雷等で登校困難と保護者が判断した場合は、「遅れて登校させる」等、御家庭の判断を優先させてください。その場合は、学校への連絡をお願いします。

=生徒会会則=

第1章 総則

第 1条 この会は飯岡中学校生徒会といいます。

第 2条 この会はお互いが協力して自治活動を盛んにし、将来役に立つ民主的な能力を磨くと共に、正しく明るい学校を作ることを目的とします。

第 3条 この会は私たちが会員となり、先生方を顧問とします。

第 4条 この会で決定したことは校長の承認を受けて実施します。

第2章 組織及び機関

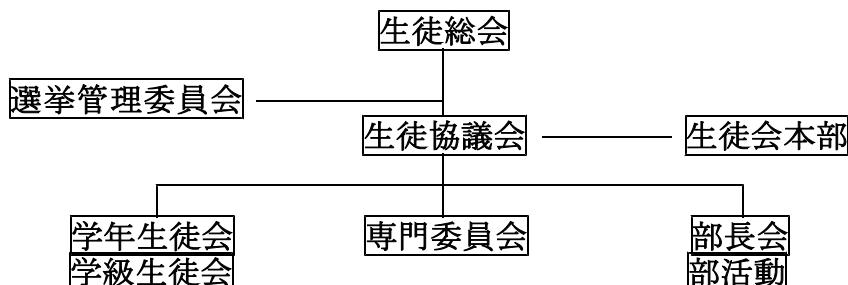
第 5条 この会は次の機関を置きます。

(1)生徒会本部 (2)生徒総会 (3)生徒協議会 (4)学年生徒会

(5)学級生徒会 (6)専門委員会 (7)部活動 (8)部長会

(9)選挙管理委員会

組織図



- 第 6 条 この会の生徒会本部には次の役員をおき、12月に改選しますが、再任をさまたげません。
- (1)会長1名…男女問わず (2)副会長2名…男女各1名ずつ
 - (3)総務4名…1年男女各1名、2年男女各1名
- 第 7 条 この会の生徒会本部役員は全て選挙により選びます。なお、定員の場合については信任投票を行います。
- 第 8 条 この会のすべての機関は、所属会員の3分の2以上出席があれば会議は成立し、過半数の賛成をもって議決します。ただし、可否同数の場合は議長が決めます。

第3章 生徒総会

- 第 9 条 生徒総会は本校生徒会会員をもって構成し、生徒会の最高決議機関とします。
- 第 10 条 生徒総会は1学期中に一回開き、次の事項について決議します。必要に応じ臨時に開催することができます。
- (1)会則の制定及び改正
 - (2)会の活動計画及び会費の決定
 - (3)予算及び決算の承認
 - (4)その他、この会の目的達成に必要なこと
- 第 11 条 総会の開催準備及び運営は生徒会本部役員によって行われます。
- 第 12 条 総会には議長1名、副議長1名、記録係2名をおき、総会の承認を得なければなりません。

第4章 生徒協議会

- 第 13 条 生徒協議会は本部役員及び学級代表委員と、必要に応じて専門委員長、部長によって構成します。
- 第 14 条 生徒協議会は毎学期に2回開き、次の場合は臨時に開くことができます。
- (1)企画の要求があった場合
 - (2)学年生徒会が一致した場合
 - (3)会長が必要と認めた場合
- 第 15 条 生徒協議会は全会員のただし論議の上に立って本会の目的にふさわしい事柄について審議します。
- 第 16 条 生徒協議会は議事録、出席簿を備え、書記がその保管をします。
- 第 17 条 会長は生徒会を代表し、生徒協議会を開き同会の決定事項を顧問の承認を経て、これを会員に伝達します。副会長は会長を助け、事故のある時はその任務を代行します。学級代表委員は各学級の意見をまとめて会議に参加します。

第5章 学年生徒会

- 第 18 条 学年生徒会は、学年間の話し合い、伝達などを行い、よりよい学年になるために開きます。

第6章 学級生徒会

- 第 19 条 学級生徒会は学級ごとにつくり、学級全員により、学級全般の問題について審議します。
- 学級代表委員2名・書記2名を置きます。
- 第 20 条 学級生徒会に次の委員を置きます。また、必要に応じこれ以外の係を置くこともできます。
- (1)学習委員 (2)生活安全委員 (3)図書委員 (4)給食委員
 - (5)体育委員 (6)報道委員 (7)保健委員 (8)奉仕美化委員
- 第 21 条 学級生徒会には次の帳簿を備え、それぞれの委員が保管します。
- (1)生徒会に関するつづり (2)各種委員名簿 (3)学級生徒会会議録

第7章 専門委員会

第23条 専門委員会は本会の執行機関として決議事項の執行に当たります。また独自の活動実施計画をたてて、これを実施します。

第24条 専門委員会には次のような委員会があります。

- (1)学習委員会 (2)生活安全委員会 (3)図書委員会 (4)給食委員会
- (5)体育委員会 (6)報道委員会 (7)保健委員会 (8)奉仕美化委員会

第25条 専門委員会は各学級から選出された該当委員によって構成します。

第26条 専門委員長1名、副委員長、書記を選出します。副委員長は委員長が欠席のときの代理をします。

第27条 専門委員会はそれぞれの運営にあたって、顧問の指導を受けます。

第28条 専門委員会は定期的に開き、事業の計画をたてて、自治活動を行います。また必要に応じて臨時に開くこともできます。

第8章 部活動

第29条 部活動は全員が、各自の個性を生かし、お互いに協力することを学びながら、それぞれの資質や能力を伸ばすこと目的とします。

第30条 次の部を置きます。

(1)運動部

- ①野球部 ②陸上競技部 ③バレー・ボーラー部 ④ソフトテニス部 ⑤卓球部
- ⑥サッカーチーム

(2)文化部

- ①吹奏楽部

第31条 各部は部長1名、副部長をおきます。

第32条 必要に応じて部長会議を開くことができます。

第9章 選挙管理委員会

第33条 選挙管理委員会は各学級から選出された2名ずつの委員をもって構成します。

第34条 選挙管理委員会は生徒会役員を兼任することはできません。

第35条 生徒会で行う選挙の全ては、この委員会で行います。

第36条 選挙の際は立候補者名簿を作り、選挙前に全校生徒に発表しなければなりません。

第37条 選挙開票の結果は、直ちに報告して全校生徒に発表しなければなりません。

第38条 開票は顧問の立会いの上で行います。